

義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元に関する意見書

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、政府の「三位一体」改革の中で、教育的論議と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も十分なされないまま、国庫負担金の大幅な見直しが進行しています。

政府は、3年前、義務教育の国庫負担率をこれまでの「2分の1」から「3分の1」に削減しました。総務省や全国知事会では、今後これを廃止させる方向で議論がなされています。

これにより、地方公共団体では地方交付税への依存度がますます高まり、自主財源の厳しい地方公共団体では義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じています。

「三位一体改革」により地方交付税も今後削減される傾向にあり、多くの離島僻地校を抱える本県は特に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

よって、本市議会は、国および関係行政機関に対し、下記事項について早急に実現するよう強く要請する。

記

1. 義務教育第8次・高等学校第7次教職員定数計画を完全実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員を確保すること。
2. 義務教育費国庫負担制度について、国の負担率を2分の1に復元すること。
3. 教育予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

石垣市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣